



海と  
生きる

# けせんぬま 復興ニュース

第5号 (平成24年10月1日発行)

【発行】  
気仙沼市秘書広報課  
〒988-8501  
宮城県気仙沼市八日町1丁目1番1号  
TEL:0226-22-6600 内線207・208  
FAX:0226-24-3566  
E-mail:h-koho@city.kesenuma.lg.jp

## ✓ 平野復興大臣が市の復興状況を視察されました

9月12日、平野達男復興大臣などが、本市を訪れ、復興状況を視察されました。唐桑町大沢地区では、防災集団移転促進事業予定地での埋蔵文化財の調査状況を、鹿折地区では、土地区画整理事業予定地など、さらに、お伊勢浜海岸や大



谷海岸の被災状況を視察されました。

市役所で開催した意見交換会では、市長から漁港復旧や加工施設整備の進捗状況、中小企業等グループ補助の状況などについて説明し、事業に対する理解と協力をお願いしました。

被災地の現状や復興の課題について、直接肌で感じ取られた大臣は、「今後も国として様々な復興事業に積極的に取り組んでいく」と語り、本市の取り組みに理解を示されました。

■問い合わせ先/  
震災復興・企画課  
震災復興・企画係  
tel:0226-22-3408

## ✓ 気仙沼市復興整備協議会にて 復興事業の追加が認められました

今回で第3回目となる気仙沼市復興整備協議会を9月10日、県庁にて開催し、関係行政機関の同意を得て、復興整備計画に次の事業が追加され、今後、各事業を実施できることになりました。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先/  
都市計画課都市計画係  
tel:0226-22-6600  
内線581・582・583

### 今回追加が認められた事業

#### ①防災集団移転促進事業 (9地区) ※これまでで合計23地区

○地区名

松崎前浜地区、最知川原地区、大谷向山地区、赤岩小田地区、松崎浦田地区、赤岩石兜地区、本吉津谷地区、小泉東地区、小泉浜地区

○今後の取り組み

平成24年度～

・測量 / 調査 / 設計

平成25年度～

・用地取得  
・造成 / 公共施設工事

造成 / 公共施設工事終了後～

・宅地賃貸借 / 建物工事

#### ②被災市街地復興土地区画整理事業 (2地区)

○地区名

鹿折地区、南気仙沼地区

○今後の取り組み

平成24年度

・事業認可

平成25～27年度

・換地設計および仮換地指定  
・工事

平成27年度

・換地計画および換地処分  
・登記

#### ③都市計画道路の変更 (5路線)

○路線名

片浜鹿折線、鹿折駅浜線、魚市場中谷地線、本町宮口下線、河原田線 (一部区間の廃止)

○今後の取り組み

平成24年度～

・測量 / 調査 / 設計

平成25年度

・事業認可

平成25年度～

・用地取得  
・移転補償

平成26年度～

・工事

※今後の取り組みについては、事業の進捗状況により変更になる場合がありますので、目安としてください。



# ✓市独自支援策で総額35億円を補助

■問い合わせ先／  
住宅課建築係  
tel:0226-22-3455  
震災復興・企画課  
tel:0226-22-3408

## 住宅再建にかかる市の独自支援策の内容をお知らせします

市では、同じような住宅の被災状況であっても、住宅再建支援施策の対象となる方と対象とならない方がいることなどを踏まえ、市の独自支援策を創設し、住まいの再建にお役立ていただけるよう、次の事業を行います。なお、9月議会では、このうち16億円を予算計上しました。

手続き方法などは、決定次第お知らせします。詳しくは、お問い合わせください。

**事業の期間** 平成24年度から平成29年度まで  
(適用は平成23年3月11日から)

**独自支援策の内容** 補助総額：計35億円

事業の種類	補助額の上限	内容	
住宅再建支援補助事業	災害危険区域内に住んでいた方への被災者住宅再建支援	住宅再建 利子補給  200万円	災害危険区域内の世帯が、平成24年7月9日(災害危険区域指定)以前に、市内の災害危険区域外に任意に移転し住宅・土地を取得した場合に、当該目的のため金融機関から借り入れた資金の利子相当額(上限200万円)を補助。
	災害危険区域外に住んでいた方への被災者住宅再建支援	住宅再建 利子補給  150万円	災害危険区域外の全壊または大規模半壊世帯等※が市内の災害危険区域外に住宅を建設・取得または現地で修繕した場合に、当該目的のため金融機関から借り入れた資金の利子相当額(上限150万円)を補助(市外被災者が市内に住宅を再建(がけ地近接等危険住宅移転事業未利用者)した場合を含む)。
	被災者生活再建支援金加算金以外の制度未利用者支援	住宅再建 補助  50万円	全壊または大規模半壊世帯等※が、被災者生活再建支援金加算支援金および住宅の応急修理制度以外の制度を使わず、市内の災害危険区域外に住宅を建設・取得または現地で修繕した場合に、かかった費用から被災者生活再建支援金加算支援金を控除した額(上限50万円)を補助。

※全壊または大規模半壊世帯等には、半壊でやむを得ず解体した世帯を含みます。



## 独自支援策のポイント

### ポイント1

全壊または大規模半壊世帯等が住宅を再建する際に、生活再建支援金以外に何らかの公的支援がなされるような制度設計を行います。

### ポイント2

防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、災害公営住宅利用者は市独自支援の対象となりません。

### ポイント3

住宅再建に借入金を利用する人への支援を重視します。

### ポイント4

「利子補給」と「制度未利用者への一律補助」という分かりやすい制度とし、この中に他の自治体に見られるような補助項目を含めます。

### ポイント5

市内で住宅を再建する方に対する支援を行います。

### ポイント6

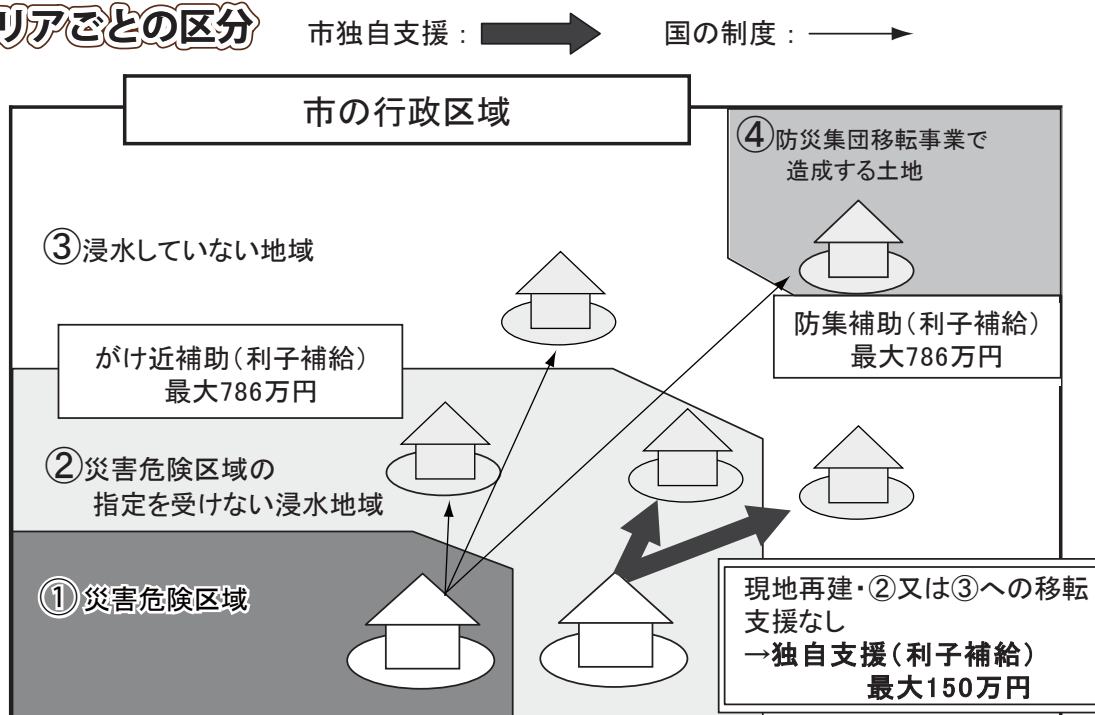
他市町で被災し、本市に住宅を再建する方も対象とします。

### ポイント7

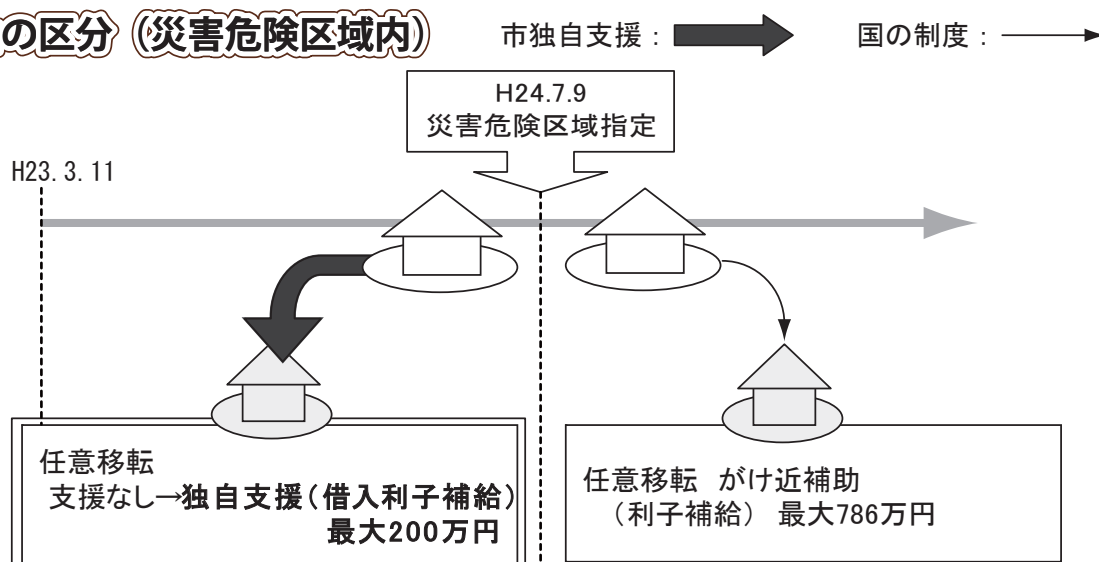
平成23年3月11日にさかのぼって適用します。

※市外に転出される場合・民間賃貸住宅入居の場合は、独自支援策の対象となりません。

## 浸水エリアごとの区分



## 時間軸の区分 (災害危険区域内)



## ✓ 事業主の方を対象とした再生支援①

### 被災した事業者の二重債務の解決など

～宮城県産業復興相談センターをご利用ください～

■問い合わせ先／  
商工課商工労働係  
tel:0226-22-6600  
内線521・522

「宮城県産業復興相談センター」は、東日本大震災により被害を受けた事業者の皆様の事業の再開、事業の再生を支援するために設立された公正中立な公的機関です。

センターでは、金融、会計、経営診断、事業再生などの専門家を相談員として、ワンストップ窓口で、経営相談、金融相談に応じています。

また、センター内に宮城県事業引継ぎ支援センターを設立し、事業継承にお悩みの方のご相談にも応じます。来所相談のほか、説明会、出張相談も実施していますので、お気軽にお問い合わせください。

### 対象となる事業者

個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人および社会福祉法に規定する社会福祉法人などを含む全ての事業者（ただし、大企業は除きます）。



### 支援の内容

#### 【相談窓口・債権買取業務】

- 二重債務の解決が、事業再開、新たな資金調達に必要と見られる事業者について、債権買収の検討を行い、事業計画の策定支援や取引金融機関との調整などを行います。
- 金融、会計、経営診断、事業再生などの専門家を相談員として、ワンストップ窓口で、経営相談、金融相談に応じます。

#### 【再生支援業務】

- 震災で被害を受けた事業者の事業再開、事業再生のための支援策は、債権買収に限りません。被災事業者の実情を十分に把握し、被災事業者に合った再生支援方針の提案、方針に沿った計画策定支援、専門家による経営サポート、債権者間の調整などを行います。
- 相談事業者の要望や状況に応じて、宮城県中小企業再生支援協議会とも協調して対応します。

### 相談窓口

- ・宮城県産業復興相談センター気仙沼事務所（気仙沼商工会議所内） tel:0226-22-4600
- ・宮城県産業復興相談センター本吉唐桑事務所（本吉唐桑商工会内） tel:0226-42-2028
- ・宮城県産業復興相談センター（仙台市青葉区二日町12-30日本生命勾当台西ビル8階） tel:022-722-3858

※この他にも事業主の方を対象とした再生支援制度があります。  
詳しくは、次号以降にお知らせします。

## ✓ 免除期間が来年3月まで延長されます

延長されるのは、震災により被災された皆さんの

- 「国民健康保険の医療費の一部負担金」
- 「後期高齢者医療制度の医療費の一部負担金」
- 「介護サービス利用者負担額」です。

※転出する場合や転出された方は、転出先の自治体にご確認ください。  
詳しくは、「広報けせんぬま」10月1日号をご覧ください。

■問い合わせ先／  
tel:0226-22-6600  
・保険課  
医療給付係 内線376  
後期高齢者医療係 内線378  
・高齢介護課  
介護認定給付係 内線406

